

## ◇ 農業委員・農地利用最適化委員の業務

国 の 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業委員が、それぞれ             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と</li> <li>② 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施。</li> </ul> </li> <li>○ ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。</li> </ul>
------------------	---

